

(PDF版・4-5)『教会教義学 神の言葉II／2 神の啓示<下> 聖霊の注ぎ』「十八節 神の子らの生活——三 神の讃美」
(文責・豊田忠義)

「十八節 神の子らの生活——三 神の讃美」(383-401頁、その2)

これまでの論稿で「解明された神への愛と「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての】隣人愛の関係についての前提に基づいて、隣人愛とは何を意味しているのか……」。

キリストの復活・昇天から復活されたキリストの再臨（「完成」、終末）までの間の聖霊の時代における『汝は……すべし』は、概念の外延全体の中で神の子供たちに対して向けられた神の命令と要求を意味している……。あのイエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞の中における、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身（「啓示ないし和解の実在」そのもの）を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、キリスト教に固有な類と歴史性）における第二の形態の神の言葉である聖書（その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」）を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、終末論的限界の下で絶えず繰り返し、それに対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神・キリストの福音を尋ね求める「神への愛」——この「第一の命令の全体性と絶対性こそ」が、「現在の過ぎ去りゆく世のただ中で」、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という「具体的形態をもつことを要求し要請している」。ここで「神への愛」と「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環における「隣人愛」は、純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法（神の命令・要求・要請）のことである、すなわちすべての人々が純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるするためにキリストの福音を告白し証しし宣べ伝えるということである、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの「ヒツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指すことである。したがって、「教会」、「神の子供たち」、「キリスト教の人間」は、「現在の、過ぎ去りゆく世のただ中で、[キリストにあっての]神が〔先行して〕彼らを見出し給うこと」、それ故にわれわれが後続して純粋な教えとしての「キリストにあっての神〔・キリストの福音〕を尋ね求めること、すなわち神への愛」を、そして「同時に」、純粋な教えとしてのキリストの福音を「証しすることを〔告白し・証しし・宣べ伝えることを〕やめることはできない」のである。したがつてまた、「教会の宣教をより危険なものにしてしまう」のは、その「教会の宣教」（そ

の一つの補助的機能としての神学)が、「福音が純粋ニ教エラレ、聖礼典が正シク執行サレルということがなされないままに、礼拝改革、キリスト教教育とか、教会と國家および社会との関係とか、〔社会的政治的実践とか〕、国際間の教会的な相互理解というような領域で〔エキュメニカル運動の領域で〕、何か真剣なことを企て遂行してゆくことができると考えるところにある」、「また、宣教の規準を、聖書と同時に、最上の仕方で基礎づけられ、熟慮に熟慮を重ねられた人間的な判断あるいは哲学、道徳、政治等におくところにある」。(なお、<総体的構造>については、(PDF版・その1)<イエス・キリストにおける神の自己啓示>および<その自己証明能力の総体的構造>ならびに<まことのイスラエル、民、イエス・キリストの教会>を参照されたし)

さて、「聖書的な神の子供たちの現実存在の二重規定」は、「義トサレタ罪人」であり、「来るべき世と過ぎ去りつつある世に属するものである」という点にある。この「属する者」ということは、彼・彼らのみがその人間の「現実存在の二重規定」を専有しているということではなくて、彼・彼らは、その認識(信仰)を、あの<総体的構造>の中での神のその都度の自由な恵みの決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて終末論的限界の下で与えられる啓示認識・啓示信仰(信仰の認識としての神認識、人間的主觀に実現された神の恵みの出来事)として所有している者ということである。したがって、一方で、「彼らは〔キリストにあっての神に〕見出された者」、「来るべき世に属する者」、その「人間の人間的存在がイエス・キリストの人間的存在である」ところの者、他方で、「また、彼らは過ぎ去りゆく世に属する者」、「人間の人間的存在がわれわれの人間的存在である」ところの者である。このような訳で、「**第二の命令**における〔「神への愛」を根拠とした】**神の讃美としての隣人愛**」は、「神の子供としての彼らの現実存在の单一性を、それとともにその全体性を思い出させる」のである。その現にあるがままの現実的な人間的存在における「隣人愛の歩みと行動」は、必然的に、自己愛の対象的な疎外、自己愛の外化(表現)のそれとしかならないし、それ故に多少の差異はあれ「神に対しても人間に対しても真に奉仕が行われることはない」「支配行為に過ぎない」し、その「歩みと行動」をどれだけ積み重ねても、個体的自己としての全人間・全世界・全人類の究極的包括的総体的永遠的な救済(平和を包括した救済)とはならないのである。**第一の命令としての「神への愛の命令」**は、**第二の命令としての「神への愛」**を根拠とした**神の讃美**としての**隣人愛の命令**を包括しているが故に、その「隣人愛は神への愛の下位に立っており」、「神への愛の命令の絶対性にあずかっている」。このような訳で、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」は、それが教会論的なキリスト教の人間であれ、われわれ人間の恣意性や独断性に委ねられてはいないのである、自己欺瞞に満ちた市民的常識・市民的観点における「隣人愛」とは異なっているのである。すなわち、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」は、あの<総体的構造>に基づ

いた、「律法の成就」・「律法の完成」そのものであり、「神の義、神の子の義、神自身の義」そのものであり、成就・完了された個体的自己としての全人間・全世界・全人類の究極的包括的総体的永遠的な救済（この「包括的な救済概念は、平和の概念と同じである」）そのものであるイエス・キリスト（福音）をすべての人々が現実的に所有することができるために、イエス・キリスト（福音）を告白し証しし宣べ伝えて行くことにあるのである、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの「ヒツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行くところにあるのである。

「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」は、常に先行して「神がわれわれを愛して下さる＜神の愛＞への感謝の応答として」、あの＜総体的構造＞の中でのそれ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、純粋な教えとしてのキリストにあっての神・キリストの福音を尋ね求める第一の命令である「＜神への愛＞の中に基礎づけられており」、それ故に「そのように理解する時、『汝は……すべし』はここでもまた、『汝は……であろう』という約束において認識し理解することができるのである」。したがって、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛が登場するところ、そこでは、神を愛するものとしてのわれわれの歩みと行動が問題となる」。「神への愛を内容とするその外的なこと」、「神への愛」の外化・表現、その「歩みと行動が問題となる」。その「歩みと行動」が、「汝は、神によって愛されたものとならなければならないであろう」、それ故に「汝は、〔先行して〕汝を見出し給うた神を、〔後続してイエス・キリストの中で〕尋ね求めるであろうということを指示しているとすれば〔第一の命令である「神への愛」を指示しているとすれば〕、それと同時に、第二の命令である「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」——この「汝は……すべしもまた」、「未来において、第一の命令を聞くもの」、すなわち「神を愛するものとして語りかけられているものということを指示している」。第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身（「啓示ないし和解の実在」そのもの）を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書（その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」）を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、純粋な教えとしてのキリストにあっての神を尋ね求めて「神を愛するこのもの」は、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」として、「自分自身のように隣人を愛するであろう……」。「ワタシタチガ、マズ前モッテ神ヲ愛サナイナラバ、隣人ヲ愛スルコトガデキナイ、トイウコトハ確カデアル。ナゼナラバマコトノ愛ハソノ源カラワキ出ルカラデアル（カルヴァン）」。

その時、「神の子供たちは、現在の、過ぎ去りゆく世に属するものとしての現実存在においても」——すなわち、徹頭徹尾神の側の真実としてある復活されたキリストの

「再臨におけるからだをもっての死人の甦えりのこちら側の生・此岸の生においても」、不可視的な「隠された身分としての性質」——すなわち、**徹頭徹尾神の側の真実**としてある「来るべき、永続する世の市民としての性質を放棄したり、抑圧してしまうことはできない……」。その時、一方で、「神の子供たちは、イエス・キリストご自身ではなく、地上的ながらだの地上的な肢体である」。しかし、その時、他方で、「神の子供たちは、〔有限な〕この世と時間の内部で、われわれの人間性の中で」、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、終末論的限界の下で絶えず繰り返し、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神・キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神への讃美」としての「隣人愛」において、「地上的——人間的な証しの光である（マタイ5・14以下）」。「神を愛すること」——すなわち「**神への愛**」は、常に先行して、「神がわれわれを愛して下さる＜神の愛＞への応答であるが故に」、換言すれば「三位相互内在性」における「失われない單一性」・神性・永遠性を内在的本質とする、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方（働き・業・行為）である父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体としての「**神の愛**」への感謝の「応答であるが故に」、「われわれを全くの感謝の状態におく」のである。その時、われわれは、「イエス・キリストは甦えられ、天にのぼられた〔キリストの復活と昇天〕ということを通して」、「またそのことに基づいて」、「感謝するものの歩みと行動へと拘束され、動かされて」、「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」として連関・循環において、純粋な教えとしてのキリストの福音をすべての人々が現実的に所有することができるために、キリストの福音を告白し証しし宣べ伝えるという「われわれの歩みと行動をなすのである」、またイエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの「ヒツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指すという「われわれの歩みと行動をなすのである」。この「神の子供たちの本性の必然性をもって」、「われわれの現実存在」は、その「**われわれの現実存在**の中で、しるしおよび証しとなるのである」。

そのような訳で、「このなるということ」は、「われわれの勝手な恣意にまかせられてはいないのである」。何故ならば、われわれの恣意的な独断的な「神の讃美」は、「この世と、この世を通して規定されたわれわれ自身の古き本質の転倒とはかなさでしかないからである」、換言すればその現にあるがままの現実的な人間存在におけるわれわれの人間的理性や人間的欲求やによって恣意的独断的に対象化され客体化された「存在者レベルでの神」、存在者レベルでの「神の讃美」、その人間の物語世界（神話）における「神の讃美」としかならないからである。「われわれの体験と考察から由来しているものは、……神にふさわしい、み心にかなう讃美……ではない」のであ

る。そのような「神の讃美」ならば、ハイデッガーから、客観的な正当性と妥当性とをもって、「それよりは『むしろ無神論という安っぽい非難を受け入れた方がよい』」と根本的に包括的に原理的に「揶揄」されてしまう以外にはないのである。「神をイエス・キリストの中で尋ね求める真剣な神への愛」の外化（表現）としての「イエス・キリストの甦えりと昇天についての証し〔告白・証し・宣べ伝え〕が、実際に、**言葉**〔客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」、客観的な「存在的な必然性」〕と**靈**〔その「啓示の出来事」の中での主観的側面としてのキリストの靈である「聖靈の注ぎ」による「信仰の出来事」、主観的な「認識的な必然性」〕を通して新しく生まれた神の子供たちの証しであるところで、この証しを定め、秩序づけ給う方は、その啓示の中での神である」。この意味で、**第二の命令**である「神への愛」を根拠とする「神の讃美としての**隣人愛の命令**」は、「この世における」、すなわち「神の裁きと忍耐のもとでわれわれに許容された時間の中でのわれわれの未来である」。

この有限な時間と世界の中において、**第二の命令**である「神への愛」を根拠とする「神の讃美としての**隣人愛の命令**」における「隣人は、誰であり、またその隣人がどのようにして、……われわれの感謝のしるしおよび証言の不可避的な契機を形成するのか」。ここで、「われわれに相対しておかれた隣人において問題」は、「すえおかれた」「同胞たる人間（Mitmensch）についてである」。「聖書的な表現で隣人、ほかの人、兄弟および（相互二格）互いに」は、「われわれに近いこととわれわれと違っていること」、「またわれわれに対するすえおかれている人間」、「同胞たる人間を意味している……」。また、「数多くの重要な脈絡の中で、人という単語（マタイ6・14、7・12、10・32以下、ルカ5・10、ローマ12・17以下、Ⅱコリント3・2、コロサイ1・28等々）が使われている」。したがって、カルヴァンが「第二の命令の内容を時折、ソノヨウナワケデ、神が認識サレルトコロ、人間性モ尊重サレルというふうに要約したことに対して、異議を唱えることはできない……」。ここで、「人間性モ尊重サレル」ということに対して、異議を唱えることはできない」というバルトは、当然にも、<非>自然神学あるいは<非>自然的な信仰神学・教会の宣教における原則である、「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固執するという<方式>の下で述べていることに注意する必要がある。

この「同胞たる人間」は、この有限な時間と世界の中において、「神の子供たちが、その信仰を、その信仰の証示、あるいは審問、あるいは証拠を、われわれの感謝のしるしおよび証言を、確証する際の不可避的な契機を形成している」。したがって、「同胞に相対して、神を愛するわれわれの愛〔「神への愛」〕は現われて来なければならない〔外化され表現されなければならない〕……」。「神への愛」としての純粹な教えとしてのキリストにあっての神をイエス・キリストの中で尋ね求める「神を愛する者」は、「神への愛」としての純粹な教えとしてのキリストにあっての神・キリストの福音を尋ね求める「神を愛する者」は、「この確証が問題となる」。この「同胞たる隣人」

は、「われわれの未来なのであり、その中で神がわれわれから讃美を受けることを欲しておられる秩序を表示している」。「われわれを愛そうと欲せられ、われわれからも愛し返されることを欲し給うキリストにあっての神」は、「またキリストにあっての神の子供たちに、感謝のしるしおよび証言として」、「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環における「この隣人を愛すること〔「隣人愛〕〕をも欲し給う」。

そのような訳で、「ルターにおいてしばしば出会う隣人概念の指示」——すなわち、「夫は妻の中に、子供たちは両親および兄弟姉妹の中に、主人は下僕の中に、目下のものは目上のものの中に、……民族の一員は同じ民族の一員の中に、隣人を尋ね求めなければならない、という指示」、「われわれが特定の仕方で義務を負うている者という指示に、惑わされてはならないであろう」、その概念をそのまま鵜呑みにしたり模倣したりしてはならないであろう。「旧約聖書における愛されるべき隣人」は、「第一に、同じイスラエルの民の中の同胞のことを考えているということは、事実である」が、「この『民』そのものが……主要なこととしてまず、血のつながりをもった民族共同体のことを意味していないことに注意しなければならない」。「『あなたの門のうちにいる外国人』も『隣人』である。「主要なこととしては、民そのものは……神の民、契約の民、神を礼拝する民である」。したがって、「血のつながりによって閉じられた民族共同体の枠組みの中で、神の民、契約の民、礼拝の民……は、既に旧約聖書自身においても、副次的な規定でしかない」。完全に開かれなければならない。したがって、「特定の人種、民族、国民、国家の特性、利益と折り合おうとしてはならない」のである。何故ならば、イエス・キリストにおける「『神われらと共に』という言葉」、「キリスト教使信の中心」は、教会共同性・教団共同性のような「狭い共同体」から「その事実をまだ知らぬ」「すべての他の人々」、「広い共同体に向かっての運動において」、その現にあるがままの不信、非キリスト者、非キリスト教、非知、個体的自己としての全人間・全世界・全人類に対して完全に開かれているからである（『カール・バルト教会教義学 和解論 I／1 「和解論の対象と問題」』）、起源的な第一の形態の神の言葉そのものであり、「啓示ないし和解の実在」そのものであるまことの神にしてまことの人間イエス・キリストは、「すでに〔「心を頑固にし、福音を認めない人間や異教徒である〕その人をその中に〔徹頭徹尾神の側の真実としてある恵みの中に〕置いてい給う」からである（『証人としてのキリスト者』）、「すべての人間はキリストの実質上の兄弟である」、「キリスト者になる以前でも、〔その現にあるがままの現実的な人間存在における〕彼は、キリストにおける神との連続性の中にいる。ただ、彼はそのことをまだ発見〔認識、信仰〕していないだけである」（『バルトとの対話』）。

先ず以て、「隣人の起源的な、本来的な形姿における隣人」は、まことの神にしてまことの人間イエス・キリスト、その復活（「四〇日の福音」）と昇天に包括された「十

字架につけられ、死んで墓に葬られた……〔まことの〕人間」であり、このまことの「人間が捧げる＜神讃美＞において、その起源的な、本来的な形で、神にふさわしい、み心にかなう＜神讃美＞が出来事となって起こったのである」。したがって、「聖書的預言者と使徒たちが教会を基礎づける姿にてらして、具体的に、隣人とは誰であり、何であるのか」——それは、「イエス・キリストを証しする＜人＞」であり、「イエス・キリストを証しする＜こと＞」である。この「隣人の起源的な、本来的な形姿における隣人」は、「神への愛」を根拠とした「神の讃美への契機、神を讃美する契機である」。この「隣人」は、それぞれの時代、それぞれの世紀、そのそれぞれの世界において、「神がわれわれからよきみ業の故に讃美されんことを欲し給う、欠かすことのできない秩序における契機である」。言い換えれば、それは、「神の憐れみ」を、神の恩寵を、神の福音を、感謝を持って「讃美する契機である」。

まことの神にしてまことの人間イエス・キリストは、「人間のために死ぬという仕方でしか、人間を救い得るとは考え給わなかつたということ」は、イエス・キリストの「十字架とその復活を前にしては」、「人間そのものは、キリストなしの人間」は、「多少破滅したものだということではなくて、全く破滅したものだということを意味している。「『このあなたの兄弟は死んでいたのに生き返り……』（ルカ一五・三二）ということがわれわれにおいて起こること」は、「神の創り給うた人間において起こるのであるが」、すなわちそれは「神の憐れみの奇蹟〔「秘義のしるし」〕として、起こるのである」が、キリストにあっての「唯一の神が、われわれに憐れみを示し給う出来事〔子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事〕である」。「キリストは、われわれを、われわれのために死ぬということによって以外の仕方では、救い得給わなかつた。われわれは、そういうことによって救われるという以外の仕方では、救われ得ないのである」（『証人としてのキリスト者』）。

さて、「『証し』という言葉は、新約聖書では、殉教者が行い苦しむことに対しては、用いられていない」、「殉教者を称賛し讃美するということは、新約聖書にまったく見出されない」。ステバノを「証人とするのは、〔「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環における〕彼の言葉であって、彼の苦難ではない」。「証人」は、「自分の観念を持ち、確信を持ち、人生の中に立ち、一定の歴史的状況の中に立って入る」が、彼は、「聖書の意味においては、講解者・説明者・解釈者にすぎない。〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態のかみのことばである〕預言者・使徒の語ったことを、指示する人にすぎない」（『証人としてのキリスト者』）。何故ならば、「啓示は例証されようとせず、解釈されることを欲する」し、「解釈するとは、別の言葉で同一のことを言うことである」からである。すなわち、「証人」は、それぞれの時代、それぞれの世紀において、そのそれぞれの世界において、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書（預言者および使徒たちのその

最初の直接的な第一の「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」)を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、「預言者・使徒の語ったことを、指示する人」のことである、「別の言葉で同一のことを言う人」のことである。したがって、「〔第二の形態の神の言葉である〕聖書が〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な〕教会を支配するのであって、〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な〕教会が〔その教会に宣教を義務づけている第二の形態の神の言葉である〕聖書を支配してはならないのである」。「真の証しとは、このような従属関係において語られたすべての証しのことである」。この意味においては、一般的啓示、一般の真理、自然神学、「存在の類比」に立脚した自然的な信仰・神学・教会の宣教における思惟と語りは、その最初から、「誤謬は必然」であり、「真の証し」へのベクトルを持っていないと言うことができる。もちろん、キリストにあっての特別啓示、啓示の真理、啓示神学、「恵ミノ類比」(啓示の類比・信仰の類比・関係の類比)、イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>に立脚した<非>自然的な信仰・神学・教会の宣教における思惟と語りも、その思惟と語りがわれわれ人間のそれである限りは、「誤謬は可能」ではあるが、「真の証し」へのベクトルを持っていると言うことができる。しかし、われわれは、最後的には、次のように告白しなければならない——教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学における思惟と語りが、「キリスト教的語りの正しい内容の認識として祝福され、きよめられたものであるか、それとも怠惰な思弁でしかないかということは、神ご自身の決定事項であって、われわれ人間の決定事項ではない」、それ故にそれは、「『主よ、私は信じます。私の不信仰を助けて下さい』というこの人間的態度〔「祈り」の態度〕に対し神が応じて下さる〔神のその都度の自由な恵みの決断による「祈りの聞き届け」〕ということに基づいて成立している」と。

人は、「<洗礼>を契機として<キリストの死と復活の証人となる>」、また「『キリストが完全にわれわれの代理となり、われわれにその体を食らわせ血を飲ませて、永遠の生命に至らしめ給う』という徹頭徹尾この一事を、われわれに語り、常に語ろうとするところの希望のサクラメント、未来のサクラメントである<聖晚餐>を契機として、<キリストの死と復活の証人であり続ける>」。このことはキリストにあっての「神の創造である」。「イエス・キリストの証人にとって……開かれている……道は『御国がきますように』〔マタイ六・一〇、ルカ一一・二〕という徵の下に立っている点にある」。「ただ万人を憐み、万人万物を解する神様ばかりが、われわれを憐んで下さる」、「神さまは万人を裁いて、万人を赦され」、「最後の日にやって来て」、「……われわれに、御手を伸ばされる。その時こそ何もかも合点が行く！……誰も彼も合点が行く」。「主よ、汝の王国の來たらんことを」(ドストエフスキイ『罪と罰』におけるマルメラードフの終末論的信仰の告白)。

「サマリヤ人が、盜賊の手におちた者に対し慈悲深い隣人となったということ」は、「彼自身が、その半死半生の人の中に慈悲深い隣人を見出したということの証しだった」。そのような訳で、「隣人の起源的な、本来的な形姿における隣人」は、まことの神にしてまことの人間イエス・キリスト、その復活（「四〇日の福音」）と昇天に包括された「十字架につけられ、死んで墓に葬られた……〔まことの〕人間」であり、このまことの「人間が捧げる＜神讃美＞において、その起源的な、本来的な形で、神にふさわしい、み心にかなう＜神讃美＞が出来事となつて起つたのである」。したがって、「聖書的預言者と使徒たちが教会を基礎づける姿にてらして、具体的に、隣人とは誰であり、何であるのか」——それは、「イエス・キリストを証しする＜人＞」であり、「イエス・キリストを証しする＜こと＞」である。このことを、「ルカ一〇・二五一三七に登場するイスラエルの中で、ヤハウェの教団に属し……その伝承によって生きている、律法の専門家、律法学者」は、「認識していない」のである。「彼は両方の诫め〔第一の命令である「神への愛」と第二の命令である「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」〕を〔「単なる知識」として〕知つてはいるが、正しく理解していない〔認識し、信仰していない〕のである。したがって、「彼は、ただ、憐れみによってのみ生きることを欲しないのである」。彼は、人間の自主性・自己主張・自己義認を欲するのである。彼は、「イエスに対して、自分の立場を弁護しようとする」のである。彼は、「自分の立場を正当化しようと意図し、そう試みる」のである。彼は、「神の前に自分を正しい人間としてたてようとする自分自身の意図と力によって生きようとする」のである。したがって、彼は、「隣人が誰であるか」、「憐れみが何であるか」、「知らないし、知ろうとしない」のである。

「ルカ10・25-37において、律法学者に対して、イエスは……慈悲深いサマリヤ人の話あるいは譬えでもって答え給う」。この「イエスの話あるいは譬えの要点、前提」は、通俗的な「お前も行って同じようにしなさい」（自己欺瞞に満ちた市民的常識・市民的観点における隣人愛を行いなさい）という点にあるのではなくて、その前にある「イエスの問い合わせ」——すなわち、「〔道の向こう側を通り過ぎて行った〕祭司、レビ人、〔慈悲深く介抱した〕サマリヤ人の内誰が強盗に襲われた人の隣人であるかという問い合わせ」に対する、「律法学者の答えにある」——すなわち、「慈悲深い行いをしたサマリヤ人です、という答えにある」。したがって、「律法学者は、次のことを知らなければならない」——第一に、「律法学者自身が、強盗どもの手中におち、傷つけられ、半死半生の状態にまま道に捨ておかれた者である」ということを、第二に、「イスラエルが神と交わる交わりの代表者の祭司とレビ人」、「ほかのすべてのもの」が、「順々に」、「彼を見て通り過ぎてしまった」ということを、第三に、「介抱された彼は、神を憎む者……神から憎まれる者として憎んでもよいと信じられていた外国人サマリヤ人によって情けをかけてもらわなければならなかつた」ということを、知らなければならない。

「サマリヤ人が、盜賊の手におちた者に対し慈悲深い隣人となったということ」は、「彼自身が、その半死半生の人の中に慈悲深い隣人を見出したということの証しだった」。そのような訳で、「隣人の起源的な、本来的な形姿における隣人」は、まことの神にしてまことの人間イエス・キリスト、その復活（「四〇日の福音」）と昇天に包括された「十字架につけられ、死んで墓に葬られた……〔まことの〕人間」であり、このまことの「人間が捧げる＜神讃美＞において、その起源的な、本来的な形で、神にふさわしい、み心にかなう＜神讃美＞が出来事となつて起つたのである」。したがって、「聖書的預言者と使徒たちが教会を基礎づける姿にてらして、具体的に、隣人とは誰であり、何であるのか」——それは、「イエス・キリストを証しする＜人＞」であり、「イエス・キリストを証しする＜こと＞」である。したがって、「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環における「隣人愛」は、純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法（神の命令・要求・要請）のことであり、「律法の成就」・「律法の完成」そのものであるイエス・キリスト（福音）を「律法の目標」とすることであり、純粋な教えとしてのキリストの福音をすべての人々が現実的に所有するためには、キリストの福音を告白し証しし宣べ伝えることであり、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの「ヒツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指すことである。われわれは、「キリストにあるものとしての人間のために、努力し得るにすぎない」のである。したがって、「カルヴァンの注釈、スペテノ人ヲ、全人類ヲ自分自身ノヨウニ愛セヨ」は、「ただひとりのサマリヤ人だけが隣人であったという事實を見過ごしていることになる」のである。それだけでなく、自己身体を座とするわれわれ人間は、不可避的に自然時空に制約されているのであるから、カルヴァンの言う、現実的な社会の中で具体的に生き生活している「スペテノ人ヲ、全人類ヲ自分自身ノヨウニ愛する」ことは不可能である。したがって、われわれ人間は、往相過程における過渡的問題として、身近な農民のために身も心も尽くした宮沢賢治のように、その過渡的問題の還相過程において、「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」とか、＜全体が幸せにならなければほんとうの幸せとはならない＞とかという究極的問題を、また観念の共同性を本質とする国家の無化を伴う個体的自己としての全人間の社会的な現実的な究極的総体的永続的な解放（平和）という究極的問題を、教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学における思想の問題として、明確に提起しなければならないのである。バルトにとって、教会の宣教（その一つの補助的機能としての神学）における思想の問題としてある、その究極的な問題の解決の方途は、徹頭徹尾神の側の真実としてのみある、＜すでに＞「成就と執行」・「永遠的実在」としてある、主格的属格として理解されたローマ3・22、ガラテヤ2・16等のギリシャ語原典「イエス・キリストの信仰」（イエス・キリストが信ずる信仰）による「律法の成就」・「律法の完成」そのもの、すなわち「神の義、神の子

の義、神自身の義」そのもの、それ故に個体的自己としての全人間・全世界・全人類の究極的包括的総体的永遠的な救済（この「包括的な救済概念は平和の概念と同じである」）そのものである、「三位相互内在性」における「失われない單一性」・神性・永遠性を内在的本質とする、その「外に向かって」外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方の中での第二の存在の仕方（その「死と復活の出来事」における、子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリスト、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「ただイエス・キリストの名だけ」にある。

「聖書の概念的な意味での隣人」は、「互いに、キリストにあるものとしての人間」として、「互いにキリストにおける神との連續性の中にいる人間」として、「私自身、イエス・キリストによって、召されており」、それ故に「あなたも行って同じようにしなさい」という出来事が生起する場所に参与するところで成立するものである〔あの<総体的構造>の中での神のその都度の自由な恵みの決断による「啓示と信仰の出来事」が生起するところの、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である教会に参与するところで成立するものである〕。この「出来事の意味と内容」は、あの<総体的構造>の中での第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、終末論的限界の下で絶えず繰り返し、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神・キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環において、すべての人々が純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるため、キリストの福音を告白し証しし宣べ伝えていくという点にある、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの「ヒツツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行くという点にある。「イエスは律法学者を一言も非難し給わない」、「あなたも行って同じようにしなさいということは、あなたはわたしに従って来なさい、ということを意味している」。

サマリヤ人が、「盜賊の手におちた者に対し慈悲深い隣人となったということ」は、サマリヤ人が助ける側の主体であり半死半生の人が助けられる側の客体であるということではない。何故ならば、「教会のいかなる代表者も、彼がただの人間である限り、そこで何も助けることができないであろう」からである。したがって、「憐れみ深いサマリヤ人」におけるように、「イエス・キリストご自身の介在において」、「イエス・キリストの大祭司としての代理ととりなしによって」、この「イエス・キリストによって、召されて、お互い」が、あの<総体的構造>の中での神のその都度の自由な恵み

の決断による「啓示と信仰の出来事」参与する時、「キリストとの連続性にある人間」、「キリストにあるものとしての人間」として、「お互いはほんとうの同胞としての隣人となる」のである。ここに、「単なる同胞から隣人となる……出来事の意味と内容がある」。したがって、「このような出来事における隣人」は、それぞれの時代、それぞれの世紀、そのそれぞれの世界の中で、「特別な委任と全権を持って」、あのく総体的構造>における第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、純粹な教えとしてのキリストにあっての神・キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環において、「……イエス・キリストを宣べ伝え、目の前におき、それとともにわたしの神讃美に対して方向と明確な定めを与えるイエス・キリストの証人である」。「天的なかしらイエス・キリストの地上的なからだとなるためにつくられた教会、イエスの昇天と再臨〔復活されたキリストの再臨、「完成」、終末〕の間の聖霊の時代における啓示の……しるしである教会」は、すなわちあのく総体的構造>における第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、純粹な教えとしてのキリストにあっての神・キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環においてイエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの「ヒツツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指す教会は、すべての人々が純粹な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるため、キリストの福音を告白し証しし宣べ伝える教会は、「神の憐れみの担い手および代表者」、「憐れみ深い隣人を登場させるところである」。この教会は、「人々が……互いにイエス・キリストを宣べ伝え合い、明らかに示し合う奉仕の業」、すなわち「彼らに語らなければならない彼ら自身に関する真理」、「神がすでに為した」「わたしの前にいるこの人々のために、キリストは死に、甦られた」出来事について告白し証しし宣べ伝える「以外の何ものでもない」場所である。

すでに述べられたように、「聖書的預言者と使徒たちが教会を基礎づける姿にてらして、具体的に、隣人とは誰であり、何であるのか」——それは、「イエス・キリストを証しする<人>」であり、「イエス・キリストを証しする<こと>」である。イエス・キリストにおける神の自己「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」のく総体的構造>に基づいた「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環に、福音を内容とする福音の形式としての律法に、「生命の御靈の法則」に、キリストにあっての神の「要求と強請」・「恩寵への召喚」に、福音の「告知」・「証し」・「宣教」に、その存在・その思惟・その実践において「生きる人、生きることである」、「ただイエス・キリストの名だけ」に「生きる人、

生きることである」。ここに、「神の子供たちがなす神の讃美の秩序づけがある」。このことが、「教会が教会であるところでは〔絶えず繰り返し、教会となることによって教会であるところでは〕……起こっている」——(PDF版・その1) <イエス・キリストにおける神の自己啓示>および<その自己証明能力の総体的構造>ならびにくまことのイスラエル、民、イエス・キリストの教会>のくまことのイスラエル、民、イエス・キリストの教会>を参照されたし。それに対して、「教会があの祭司とレビ人の姿を持つところ」、「あの〔「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環における〕ほんとうの奉仕の業がなされないところ、そこではそれは教会ではないのである。人間論的な自然的人間であろうが、教会論的なキリスト教の人間であろうが、誰であろうが、われわれは「キリストとの連續性にある人間」、「キリストにあるものとしての人間」であるのであるから、「サマリヤ人の譬え話によれば、憐れみ深い隣人の奉仕」は、「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環において、「人類が……参与し果たすようになるという可能性を否定することはできないことを教えている」。

「自分は、かつて聖書の研究の必要から、ギリシャ語を習いかけ、その異様なよろこびと、麻痺剤をもちいて得たような不自然な自負心……。あの不健康な、と言つていいくらいの奇妙に空転したプライド……。勉強がわるくないのだ。勉強の自負が悪いのだ」(『如是我聞』)と書いた太宰治には、<異教的証し>、可視的な「教会の外に立っている」不可視的な「憐れみ深い隣人の奉仕の業」を垣間見ることができる。また、また「日本でいえば荒井献さんでもいいし、田川健三さんでもいいんですが、歴史的イエスをどこまで限定できるかとか、できないとか、そういう立証のしかたや歴史観があるわけでしょう。ぼくはいまでもそれほど的重要性があるとはおもってないんです。それからそれがほんとうに、そういうふうに実証できているともおもえないところがあります」(『信の構造2——全キリスト教論集成』)、「神話にはいろいろな解釈の仕方があります。比較神話学のように、他の周辺地域の神話との共通点や相違点をくらべていく考え方もありますし、神話なるものはすべて古代における祭式祭儀というものの物語化であるという考え方もあります。また神話のこの部分は歴史的<事実>であり、この部分はでっち上げであるというより分け方というやり方もあります。そのどこの方法をとっている場合でも、この説がいいということは、いまのところ残念ながら断定できません。プロ野球で三割の打率があれば相当の打者だということになるのと同じように、神話乃至古代史の研究において、打率三割ならばまったく優秀な研究者であるとわたしはおもっています。じぶんでそれ以上の打率があるとおもっているやつはバカだとかんがえたほうがいいとおもいます」(『南島論』)と述べた吉本隆明にも、<異教的証し>、可視的な「教会の外に立っている」不可視的な「憐れみ深い隣人の奉仕の業」を垣間見ることができる。それだけでなく、自然神学あるいは自然的な信仰・神学・教会の宣教の段階にあるキリスト教を、客観的な正当

性と妥当性とをもって、根本的包括的に原理的に批判したフォイエルバッハやマルクスやハイデッガーにも、<異教的証し>、可視的な「教会の外に立っている」不可視的な「憐れみ深い隣人の奉仕の業」を垣間見ることができる。バルトは、次のように述べている——「人間は、たとえ彼が教会を全く知らないとしても、たとえ彼にとって教会が全くどうでもいいものであるとしても、たとえ彼が教会の敵であるとしても」、「教会の外に立つ者として結局は教会に相対して立つ者であるのであり」、「イエス・キリストの中で起こった和解の力によって」、「イエス・キリストの昇天と再臨の間の領域におけるこの世界と歴史のただ中にある教会の現実存在に対して」、「その本來的な、顕在的な形態においては教会の中でなされている奉仕である」が、「彼なりの仕方で関係をもち、参与しているのである」。すなわち、彼は、そういう仕方で、「憐れみ深い隣人の奉仕の業」へと「召される召命とかかわりをもたせられているのであり、イエス・キリストを宣べ伝えるという奉仕の中に引き入れられているのである」と。

このような認識が、「異邦人世界とイエス・キリストの教会との事実的な、それとして真剣に受けとられるべき約束に満ちた出会いを念頭においた、キリスト教的人道主義の思想である」。それに対して、「ストア的人道主義の思想」——すなわち、生来的な自然的な「人間『性』」を考慮に入れている人道主義、そして人間性に対して適用されるべき教育の諸可能性を考慮に入れている人道主義」は、様々な環境、時代や現実、経済制度、政治制度、哲学、資質等によって規定される「……人間性に関する懷疑により、あるいはすべての人間的な教育に関する懷疑によって腐食されており、またこれからも腐食されるであろう」。

「われわれは、教会の内部で、……また必然的に教会の外部でも、この助けを与えつつ登場してくる同胞の可能性を、サマリヤ人の譬え話の中で述べられている隣人の出来事が考慮されたリアルな使命を帯びた派遣と全権は何か」。「同胞」は、「人類にとってもっている意味全体の中での教会のしるしに対して、その起源、根拠、存続を与える……しるし」、まことの神にしてまことの人間である「イエス・キリストの人間性の反射の中で」、「われわれにとって憐れみ深い隣人となる」。イエス・キリストは、「ご自分を宣べ伝え給うことによって、神讃美の秩序……をうちたてるという善き業をわれわれのためにして下さったのである」。したがって、それは、「まことに一つの秩序であり、そこで遂行されたものは人間の定めである」。このような訳で、「同胞」は、「隣人として」、「イエス・キリストにおいて、ただ一回的に、獨一無比な仕方で、神が人間の現実存在を引き受け給うたということの証言となることに基づいて、自分自身はイエス・キリストでない……われわれすべてのものたちを通しての、またこの現在の、過ぎ去りゆく世と自分自身の古い存在の限界の中で〔つかの間の生命を〕走り去ってゆかなければならぬものたちを通しての、神讃美があつてよいし、あるべきなのである」。この「起源的な秩序」、それに基づく「人間の新しい定め」

は、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書・「預言者と使徒たちの現実存在を通して」、すなわち聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、イエス・キリストの死と復活の出来事（福音）を告白し・証しし・宣べ伝えていく第三の形態の神の言葉である「教会の現実存在の中で、……力を發揮し活動する」のである。「**教会とは証人としての奉仕という意味である**」。したがって、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの「まことの教会の奉仕は、……イエス・キリストが人間的兄弟をもつようになられたということ」、そのような「特定の人間……に対してイエス・キリストが隣人となられたということに基づいている」。ここで「特定の人間」は、「特別な教会人を意味しない」。「教会の中で、あなた方はわたしの証人となるであろう（使徒行伝一・八）」という約束の光に照らされるようになるのは、特別の教会人ではなく、むしろ一般に人間、すべての人間である。したがって、「**われわれはイエス・キリストの証人**」を、すなわち「**同胞としての隣人**」を、その「神の善き業としての出来事」が、神のその都度の自由な恵みの決断による「**啓示と信仰の出来事**」に基づいて終末論的限界の下で起こることを、「教会の中で、期待すべきであるが故に」、「単に教会の中ばかりでなく、……すべての人間の中で期待しなければならない」のである。言い換えれば、「もしもわれわれが〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である〕予言者と使徒たちの中に……〔起源的な第一の形態の神の言葉である〕イエス・キリストが隣人となり給うた人間……を認識するならば」、「それとともに、われわれにイエス・キリストについて証しする〔第二の形態の神の言葉である〕予言者と使徒たち自身の中に、援助の手をさしのべてくれる憐れみ深いわれわれの隣人を認識するならば」、このことが、第二の形態の神の言葉である聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である「教会の中で、われわれに対し現われ出たのであるならば」、「**同胞たる人間**」が、「キリストとの連続性にある人間」、「キリストにあるものとしての人間」である「**彼の人間性の中で、神の子の人間性**」をわれわれに思い出させ、それとともに神を讃美するようわれわれを呼び招くが故に」、「**彼は同胞としての隣人として**」、「**われわれに対し慈悲深い行いをすることができる**」ということである。

そのような訳で、あの＜総体的構造＞の中での第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関・循環において、純粹な教えとしてのキリストの福音の告白・証し・宣べ伝えが「起こることによって、新しく、……罪深い、死の手に引き渡された人間の捧げる神讃美……が出来事となって起こる」のである、「いまやまた人間自身がしるしとなる」のである。「**彼はいまやま**

たわたしの憐れみ深い隣人であることができるし、あることがゆるされる」のである。何故ならば、そのことが出来事となって起こるのは、「彼自身の能力や意志から出ていることではなく、神のみ子が受肉〔内在的本質である神性の受肉ではなく、その「外に向かって」の外在的な第二の存在の仕方における言葉の受肉〕の中でご自分を彼の隣人になし給うたからであり、その甦えりの中でご自分をそのようなものとしてあらわし給うたからである」。

「教会の外に立っている憐れみ深い隣人」、「異邦人」は、「教会に相対して立っている」。すなわち、「聖書によって証しされた救いの歴史の現在のさ中に立っている」。彼らは、「神の選びと召しと聖化の円のただ中において、隣人として、ひとつの奉仕のある種の委任を遂行し、務めを果たす外国人である」。例えば、(ア)「イスラエルを呪うように命じられたにもかかわらず」、イスラエルを祝福しなければならなかつたバラム(民数記二二一二四章)」、(イ)「イスラエルの斥候に対して慈悲深い行いをし(ヨシュア二・一二)」、「その業のゆえに義とされ(ヤコブ二・二五)」、「その信仰によって救われた(ヘブル一・三一)」「遊女ラハブ」、(3)「ソロモンが神殿をつくった際、ツロの王ヒラムが協力した(列王上五・一五以下)」、(4)「東の国から贈物を携えてはるばるやってきた博士たち(マタイ二・一以下)」——「人は聖書に出てくるこれらの人物の中に、これらの箇所の文脈から言って、自然神学における「一般啓示の担い手のようなものを見なければならないということは、全く……ないのである」。何故ならば、「サレムの王であると同時に『いと高き神の祭司』である……メルキゼデク……はアブラハムにパンとぶどう酒をもって来て、アブラハムを祝福し、そのアブラハムから十分の一を受ける(創世一四・一八以下)」のであるが、「彼こそがヘブル五・六以下、六・二〇、七・一以下によれば、イエス・キリストご自身とその優越した、決定的な祭司職の原型である」からであり、それ故に、この「メルキゼデクの姿」を、「それらの聖書的な線全体を解き明かす解釈学的な鍵として理解することはゆるされているばかりでなく、また命じられているといってよい」からである。したがって、「すべての外国人〔「教会の外に立っている憐れみ深い隣人」、「異邦人」〕が彼らのあのような顕著な地位にまで来る」ということは、自然神学における「自然的な神認識および人間が神と自然的に結ばれているということでは全くない」のである。すなわち、「彼らの中で、偉大なサマリヤ人として自らを告げ知らせておられる方は、イエス・キリストである」。したがって、「人はよく注意せよ。これらすべての〔広い意味での〕啓示の証人たちに対して、自主独立的な意味は与えられていない」のである。「キリストなしにアブラハムがないと同様に」、「アブラハムなしにはメルキゼデクはない」のである。「教会の外に立っている憐れみ深い隣人」、「異邦人」、「外国人」、「彼らは復活の証人ではない」、「神を愛するように呼びかける全権をもっていない」、聖書に登場する「彼らは〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源と第二の形態の神の言葉である〕予言者や使徒たちと根本的に異なる」、また

「彼らの機能は〔第三の形態の神の言葉である〕教会の機能と根本的に異なっている」。したがって、「彼らの証しは確認してゆく証しであって、〔起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を〕基礎づける証しではない」。しかし、彼らは、「〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書・〕予言者と使徒が、〔その聖書を、媒介的・反復的に、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である〕神の民と教会が、存在するという前提の下で」、「神は愛され給うという前提の下で」、「神を愛する者たちを、神にふさわしくみ心にかなう仕方で、神を讃美するようにと呼びかけるべき使命と全権をもっている」のである。

「聖書においては、神の子供たちにとってイエス・キリストを証しする証人となるであろう同胞の抜擢」は、「兄弟という強い呼び名で表現されている」。この「兄弟」は、「旧約聖書においては、民の一員」、むしろ「契約の仲間を言い表す……隣人……と並んで用いられている」。また、「新約聖書において兄弟」は、「少数の箇所を除いては、まさに隣人……の代わりに用いられるようになる」。「証人として抜擢された同胞、兄弟、隣人」は、「イエス・キリストの受肉、イエス・キリストの甦えりと昇天からのみ理解することができる」。すなわち、「神が父であるということ」、換言すれば「三位相互内在性」における「失われない单一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」としての「父は、子として自分を自分から区別する」し、「自己啓示する神として自分自身が根源」・起源であり、それ故にその「区別された子は、父が根源」・起源であり、神的愛に基づく父と子の交わりとしての「聖霊は、父と子が根源」・起源であるということ、「および人間が子供であるということ」、換言すれば父を根源・起源とする子の、その「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方が、「ナザレのイエスという人間の歴史的形態」としての「イエス・キリストの名」であるということは、「起源的、本来的に、イエス・キリストにおいてまことである」が、「証人として抜擢された同胞、兄弟、隣人という概念」は、その神性を内在的本質とする、その「外に向かって」の外在的な第二の存在の仕方におけるイエス・キリストの「啓示と和解が造り出す新しい創造である」。すなわち、「われわれの間で兄弟あることは、イエス・キリストがご自分と特定の人間の間にそのような兄弟であることを造り出されたことを通して発生した」のである、イエス・キリストが〔神と人間との無限の質的差異を固守するという<方式>の下で〕「彼らの人間性とご自分の人間性との血縁的な親しさを造り出され、彼らに対しご自分の父を彼らの父として与え給うことによって発生した」のである。「聖霊はみ子の靈であり、それ故、子たる身分を授ける靈である」から、われわれは、「聖霊を受けることによって」、「イエス・キリストが神の子であるという概念を根拠として、神の子供、世つぎ、神の家族であり、『アバ、父よ』と呼ぶ」（ローマ八・一五、ガラテヤ四・五）ことができるように、「和解者が神の子であるがゆえに、

……和解、啓示の受領者たち」は、神と人間との無限の質的差異を固守するという<方式>の下で、「神の子供である」。「イエス・キリストにおける啓示・和解が造り出す兄弟」は、「ひとりの者が他の者の中に、**本来的、起源的な兄弟であり給う**イエス・キリストを再認識」し、その「彼を通して、イエス・キリストによって、[あのく総体的構造]に基づいて] 神を讃美するよう召し出されるということ……から成り立っている」。それが人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、われわれ人間の隣人愛は、自己愛の対象的な疎外、自己愛の外化としかならぬように、「**自然的な兄弟関係**」も、「わずかしか期待できない」ということを、カインとアベルの物語（創世記四・三以下）——それについてはマタイ二三・三五と、ヨハネ三・一二以下で警告しつつ、想起されている」——が示している。「**本来的な、まことの兄弟は、イエス・キリストである**（ローマ八・二九）。ただ彼の中で、彼を通して、またほかの兄弟もありうるし、あるであろう。**彼らはキリストにあって兄弟（コロサイ一・二）である。**すなわち、彼が彼らを兄弟と呼び（ヘブル二・一一）、すべての点において彼ら自身と等しくなることを恥とされなかつた（同二・一七）が故にそうなのである。彼は彼らについて、ご自分の兄弟として語っておられる（マルコ三・三四、マタイ二八・一〇、ヨハネ二〇・一七）。また彼らの互いの関係に対してもこの名を与えるものは彼である（マタイ二三・八、ルカ二二・三二）。彼らは『神によって愛された兄弟』（I テサロニケ一・四）として兄弟である」。

この「**特別な意味での兄弟としての隣人**」は、「相互に、信仰の仲間……教会の一員……以外のものに対しては適用されていない」が、そのことはまた、「われわれがすべての人間の中に、また兄弟を……待ちもうけていなければならない」ということを排除せず、むしろ含み入れている。すなわち、前者の意味での兄弟との出会いではないとしても、後者の意味でのすべての人間も、「われわれに対し、……神の言葉の使者として、復活の証人として、出会うことができる」のである。

「聖書の中で隣人は……しばしば……困難な事情のもとで苦しんでおり助けを必要としている同胞としてえがかかれているのは、何故か」。聖書的証言によれば、それは、次の点にあるのではない——すなわち、「神は、種々の困窮や苦難や労苦を欲し給わぬ」、「それらを除去されることを欲し給い」、「よりよい世界を欲し給う」故に、「困窮と苦難と労苦にある助けを必要としている同胞」は、「神の子供たちに、神によって……与えられた課題を示しており」、それ故にそのような同胞のために、例え「その時代の人間中の……敗残者に対して、博愛的配慮や教育的配慮を行う」ことが必要である、また「大規模な世界改良の偉大な計画に邁進する」ことが必要である等々という点にあるのではない。聖書的証言における「正しい神奉仕」は、そのような仕方で「同胞の困窮と苦難と労苦を取り除いてゆくことに協力して働くことにあるのではない」、「困難な事情のもとにある隣人はわれわれにとって、この、……神奉仕を想起させ、そのきっかけを与えてくれる……その対象である」訳ではない、彼らはそのよう

な「宗教的——社会的」な思惟や実践の対象ではない。キリストにあっての神は、「悪やわざわいの下での、われわれ人間の困窮や苦難や劳苦を欲し給わないということ」は、「悪やわざわいの根拠である神からの人間の離反」、人間の自主性・自己主張・自己義認の欲求、不信仰・無神性・真実の罪を通して「形成された世」、それ故に「悪とわざわいに満ちた世…を事実欲し給わず、むしろ神はイエス・キリストの中で人間をご自分のもとにひきよせつつ、ひとつの新しい世を……出現させ給う限り、本当のことである」。したがって、徹頭徹尾神の側の真実としてある、「啓示ないし和解の実在」そのものであるイエス・キリストにおいて「既に起こった悪とわざわいの除去以外の除去について考えてはならない」から、またイエス・キリストにおける「まことの世界改善以外の世界改善について考えてはならない」から、われわれは、そのことを認識し・「信じ」、そのことに対する感謝の応答として、そのことを告白し・証しし、「また……宣べ伝えてなければならない」のである。したがってまた、「われわれは……〔「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての〕隣人愛」を、「まことの世界改善としてのイエス・キリストの名」を、告白し・証しし・「宣べ伝えることでもってなすべきである」。この時、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」は、すべての同胞たる人間が純粹な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるために、キリストの福音を告白し証しし宣べ伝えていくところの、純粹な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式として律法、神の命令・要求・要請のことである。ここに、「正しい神奉仕」はある。

さて、「人間は不幸を、病気、弱さ、敗北の中で現出させることがあるように」、「健康、力、勝利の背後に……隠すこともできる」、破綻した関係性を仲睦まじさの中に隠すこともできる、笑顔の背後に悲しみと泪を隠し持つこともできる。人は、そうした人間に対して、「同情の念、驚愕の念、畏敬の念、嫌惡の念、あきらめの気持を抱くことができる」、また、その「不幸」は、ある人にとっては耐え得るものであるかもしれないし、ある人にとっては資質的に耐え難い絶望であるかもしれない。したがって、「神の子供たちにとって」、「人間のまことの不幸というものを認識し理解する」ということは、あの＜総体的構造＞の中での神のその都度の自由な恵みの決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて終末論的限界の下で与えられる啓示認識・啓示信仰

(信仰の認識としての神認識、人間的主觀に実現された神の恵みの出来事)に依拠した信仰の類比を通したところで認識し理解するということなのである。したがってまた、「困難な事情のもとにあって苦しんでおり、助けを必要としている同胞」は、「われわれをまず第一に終始一つの課題の前におく隣人のことではなく」、「われわれに対して……主要なこととして、決定的な意味で」、徹頭徹尾神の側の真実としてある、それ故に「成就と執行」・「永遠的実在」としてある、イエス・キリストにおいて「既に起こった悪とわざわいの除去」を、成就・完了された個体的自己としての全人間・全世界・全人類の究極的包括的総体的永遠的な救済(この「包括的な救済概念は、平和

の概念と同じである」) そのものであるイエス・キリストにおける「まことの世界改善」を明確に提起するところの、純粋な教えとしてのキリストの福音を告白し証しし宣べ伝えるところの「憐れみ深い隣人のことである」。「それから、その彼のわれわれに対するよき業から、すなわち勝利を収める人間性ではなく、むしろ敗北する人間性、健康な、強い人間性ではなく、われわれの罪をなうことを通して特色づけられた人間性、したがってわれわれの肉の肉であったところの人間性、罪、苦しみ、死に引き渡されたイエス・キリストのまことの人間性を目の前に描き出してくれる」、想起させてくれる「よき業」から、「憐れみ深い隣人の不幸の中にこそ」、「彼がキリストを信じるか信じないかということとはかかわりなく」、それ故に「たとえ彼がキリストの敵であるとしても」、「十字架につけられたキリストと彼との事実上の類似性が成り立っている」、この「人間の事実上の不幸は、イザヤ書五三章で……神の僕の苦難について語っている限り、……すべての人に妥当する」われわれの肉の肉であったところの人間性、罪、苦しみ、死に引き渡されたイエス・キリストのまことの人間性を目の前に描き出してくれる」、想起させてくれる「よき業」から、「われわれをひとつの課題の前におく」のである。「世界審判についてマタイ二五・一以下で述べられているイエスの譬え話」は、「われわれに対して、同胞の中にイエスを見てとることが肝要であることを教えている」。すなわち、「われわれ」と「キリストとの連続性にある人間」、「キリストにあるものとしての人間」である「これらいと小さき者」との「連帶責任性および同一性の認識が肝要であることを教えている」。しかし、この「認識」は、「われわれに……隣人の中で事実イエスが出会い給い」、「われわれが隣人に相対して決断する」時、「事実イエスに味方して」・「あるいは反対して」「決断することということから成り立っていることが……確かである限り」、「認識」は「決断」に先行しないのである、隣人に対する場合において、「事実イエスに味方する」かあるいは「反対する」かという「決断」が、「認識」に先行するのである。「われわれに対して、不幸な同胞は、そのようなものとしてあらわれ出、またそのようなものとして事実イエス・キリストの代理者であり、そのようなものとして事実神の憐れみの担い手および代表者であり、そのようなものとして事実神を正しくほめたたえるようにとの指示である」、「われわれはこの世の中においても、〔復活されたキリストの再臨、「完成」、終末の〕待望と目を覚ましていることの時間の中においても、〔十字架の死を包括し克服し復活された〕イエス・キリストご自身とかかわりをもたなければならない。われわれはまさにそのことのためにはただ同胞とかかわりをもつようになることが必要である。まさにそのようなものとしての同胞こそが、神の子供たちに対して……彼らが生まれたところの」、「全く罪を知らないにもかかわらず、罪とされた方を通して彼らが和解せしめられた」「和解の言葉」「神の言葉を証しする」のである。